

予算特別委員会

令和6年7月2日

1 議案審査

(1) 議案第26号 令和6年度千代田区一般会計補正予算第1号

令和 6 年度一般会計補正予算案 第 1 号の概要

政策経営部 財政課

I 一般会計歳入歳出予算の補正

一般会計補正予算額 341,018 千円

一般会計補正後予算額 69,916,634 千円

【歳出】

1 千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金 121,327 千円

(1) 給付金 111,000 千円

(2) 事務費 10,327 千円

物価高騰による負担増を踏まえ、令和 6 年度において新たに低所得となった世帯に対し給付金を支給するための経費について、追加の予算計上を行う。

2 千代田区定額減税補足給付金 206,749 千円

(1) 給付金 192,000 千円

(2) 事務費 14,749 千円

物価高騰による負担増を踏まえ実施する所得税及び個人住民税の定額減税において、定額減税しきれないと見込まれる方に対し給付金（調整給付）を支給するための経費について、追加の予算計上を行う。

3 千代田区議会議員補欠選挙 12,942 千円

千代田区議会議員補欠選挙に要する経費について、追加の予算計上を行う。

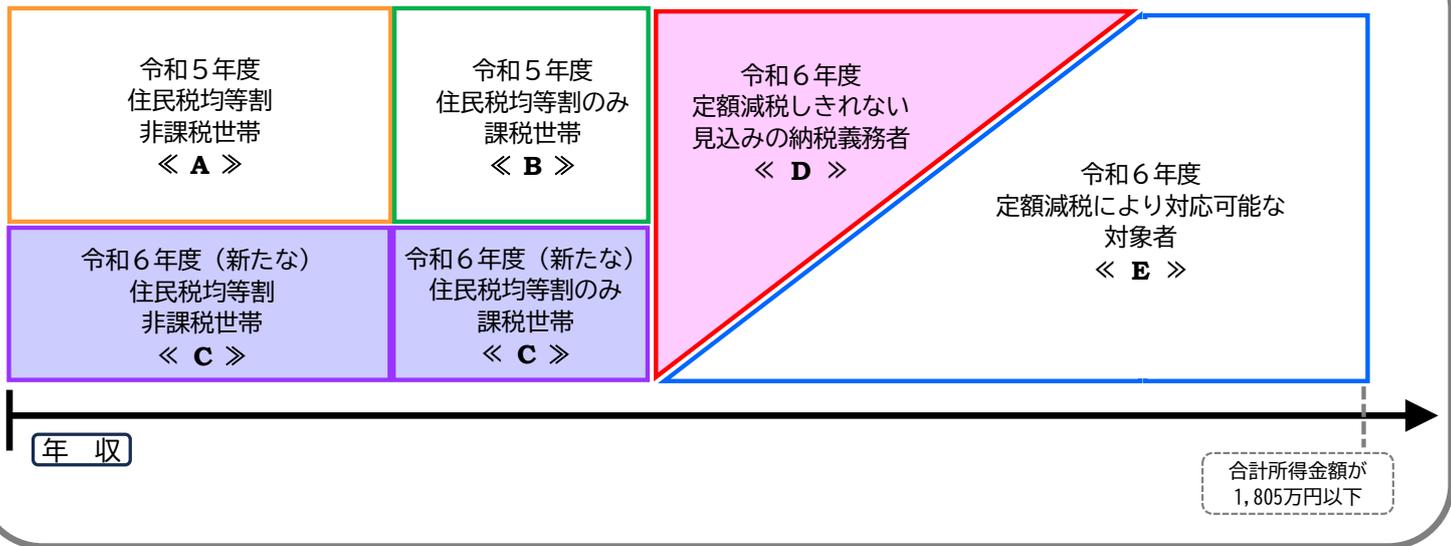
【歳入】

1 都支出金 328,076 千円

(1) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 328,076 千円

2 繰越金 12,942 千円

世帯または納税義務者の構成イメージ



給付金と減税等のイメージ

	価格高騰 特別支援給付金	価格高騰 特別支援給付金 (追加給付)	子育て世帯 こども加算給付金	価格高騰特別支援給付金 定額減税・調整給付
《 A 》	3万円	7万円	5万円 18歳以下児童1人につき	
《 B 》	3万円	7万円	5万円 18歳以下児童1人につき	
《 C 》			5万円 18歳以下児童1人につき	10万円
《 D 》				<p>【定額減税】 個人住民税の減税額 (納税義務者本人+扶養親族) × 1万円 所得税の減税額 (納税義務者本人+扶養親族) × 3万円</p> <p>【減税しきれない分の給付金(調整給付)】 (1) 個人住民税の減税可能額 - 令和6年度分個人住民税額 (2) 所得税の減税可能額 - 令和6年分推計所得税額 (1) + (2) ⇒ 1万円単位で切り上げ ⇒ 調整給付金</p>
《 E 》				<p>【定額減税】 個人住民税の減税額 (納税義務者本人+扶養親族) × 1万円 所得税の減税額 (納税義務者本人+扶養親族) × 3万円</p>

千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金支給事業について

1 概要

令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、令和6年度において新たに住民税非課税となる世帯等に対し、給付金を支給する。

2 令和6年度千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金

	住民税非課税世帯	住民税均等割のみ課税世帯
対象世帯	※以下の条件を全て満たす世帯 ①基準日(令和6年6月3日)時点で住民票が本区にある世帯 ②世帯員全員が令和6年度の住民税均等割を課されていない又は区の条例により免除されている世帯	※以下の条件を全て満たす世帯 ①基準日(令和6年6月3日)時点で住民票が本区にある世帯 ②世帯員全員が令和6年度の住民税所得割を課されておらず、かつ1名以上が均等割を課税されている世帯
対象外世帯	①令和5年度千代田区低所得世帯価格高騰特別支援給付金(7万円)の支給を受けた世帯又は対象となった世帯(未申請や受給辞退も含む) ②住民税が課税されている者の扶養親族等のみの世帯	
想定世帯数	880世帯	140世帯
支給額	1世帯あたり10万円	
申請期限	令和6年10月31日まで	
支給方法	区が課税情報を把握できる世帯には「確認書送付によるプッシュ型支給」、令和6年1月2日から基準日までに転入した者を含む世帯又は未申告世帯は「申請による支給」とする。	

3 令和6年度千代田区低所得者子育て世帯こども加算給付金

対象世帯	「令和6年度千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金」の支給対象世帯で、かつ18歳以下(平成18年4月2日から令和6年10月20日までに出生)の児童を扶養している世帯
対象外世帯	令和5年度千代田区低所得者子育て世帯こども加算給付金の支給を受けた世帯又は対象となった世帯(未申請や受給辞退も含む)
想定児童数	180人
支給額	児童1人あたり5万円
申請期限	令和6年10月31日まで
支給方法	区が課税情報を把握できる世帯には「確認書送付によるプッシュ型支給」、令和6年1月2日から基準日までに転入した者を含む世帯又は未申告世帯は「申請による支給」とする。

4 事業費

121,327千円

内訳)給付金 111,000千円

事務費 10,327千円

5 実施スケジュール

時期	令和6年度千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金	令和6年度千代田区低所得者子育て世帯こども加算給付金
7月中旬	コールセンターの設置	
7月20日	区HP及び広報千代田にて周知	
7月下旬	プッシュ型支給世帯に確認書を送付	
10月31日	確認書・申請書提出期限	

千代田区定額減税補足給付金支給事業について

1 概要

令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、令和6年度に実施する所得税及び個人住民税における定額減税措置と一体措置として、減税額が課税額を上回る納税義務者に対して、補足給付金を支給する。

2 令和6年度定額減税補足給付金(調整給付)

対 象 者	定額減税による減税額が令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額）または令和6年度分個人住民税所得割額を上回った納税義務者		
想定対象者数	5,500名		
定 額 減 税 可 能 額	所得税分	3万円×（納税義務者本人＋扶養親族数）	
	個人住民税分	1万円×（納税義務者本人＋扶養親族数）	
支 給 額	(1)所得税分 定額減税可能額－令和6年分推計所得税額（注） (2)個人住民税分 定額減税可能額－令和6年度個人住民税額 (1)と(2)の合計額を1万円単位で切り上げた額を給付額とする。 (注)令和6年分推計所得税額は、区の税務システムに取り込んでいる個人住民税の算定に用いている令和5年中の所得金額や人的控除等の情報から推計して算定した税額をいう。 ※支給額は、区から各対象者あてに書面で通知する。		
申 請 期 間	令和6年8月16日(金)から令和6年10月31日(木)まで ※郵送申請方式のみ令和6年10月31日消印分まで受け付ける。		
支 給 方 法	郵送申請方式	郵送で提出された申請書類等により、対象者が指定した金融機関の口座に振り込む方式	
	窓口申請方式	窓口で提出された申請書類等により、対象者が指定した金融機関の口座に振り込む方式	
	オンライン申請方式	区ポータルサイトを通して対象者が指定した金融機関の口座に振り込む方式	
	プッシュ型給付	デジタル庁が所管する公金受取口座登録制度により口座登録をしている対象者に対し、書類提出を経ずに振り込む方式	

3 事業費 206,749千円

(内訳) 給付金 192,000千円 事務費 14,749千円

4 実施スケジュール

7月20日	コールセンターの設置、制度の概要・手続き時期など広報千代田等にて周知
8月16日 (予定)	対象者あてに給付額等を通知
10月31日	書類の提出、区ポータルへの入力期限